

＜地域商社機能推進業務＞

令和７年度 テストマーケティング事業実施要領

＜実施目的＞

道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内で製造（生産）される地場産品を試験的に販売することで、販売戦略・商品開発等のマーケティング支援を行い、地域経済活性化の一助とする。

＜実施主体＞

（一財）道北地域旭川地場産業振興センター（以下、センターという。）

＜実施場所＞

旭川地場産センター（道の駅あさひかわ売店）

＜対象商品＞

- ☐ 道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く企業、団体、個人が製造・生産する加工食品や工芸品。
- ☐ 当センターのテスト販売に出品したことがない商品。
- ☐ その他、センターが販路拡大に必要と認めた地場産品。

＜応募資格＞

- ☐ 道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内の市町村及びセンター出捐団体等。
- ☐ 道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く、地場企業及び個人。
- ☐ 通常販売に適応する製造・生産能力があること。
- ☐ 商品開発、販路開拓に意欲的であること。
- ☐ センターからの求めに応じて、必要な書類の準備、データの提出が可能であること。
- ☐ インボイス制度登録業者であること。
- ☐ その他、センターが認めた地場企業及び個人。
- ☐ 旭川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員・暴力団関係事業者ではないころ

＜販売メリット＞

- ☐ テスト販売期間中、道の駅あさひかわ売店にて、試食販売等を行い商品のＰＲすることができます。
- ☐ 商品サンプルを提供していただければ、センターと交流のある全国道の駅等に商品を提案し、取引の機会を創出します。
- ☐ 物産展等の催事に出品する場合があります。
- ☐ 販売状況が良好な商品は、道の駅あさひかわ売店定番商品としての採用を検討します。
その際は、売店運営者「（一社）旭川物産協会」と別途取引契約を行っていただきます。

<販売条件>

- ☐販売については、**委託販売**とします。**(交換可であること)**
- ☐販売手数料をセンターに納めていただきます。**(掛率70%以下)**
- ☐食品衛生法の表示義務内容に対応できていること、P L (製造物責任) 保険に加入されていること。
- ☐インボイス登録制度 (適格請求書発行事業者) の登録番号の提出。

<実施期間>

- ☐募集は、随時行います。
- ☐募集・販売期間：~~令和7年 4月28日(月)～令和7年 9月30日(火)~~ (終了)
令和7年10月 1日(水)～令和8年 2月28日(土) 後期

<申込・問い合わせ先>

「テスト販売申込書」を下記宛にFAX, E-mail、郵送等で提出してください。
〒070-8004
旭川市神楽4条6丁目1-12
(一財) 道北地域旭川地場産業振興センター
地域商社機能推進業務
担当：黄野 (こうの) ・横山
TEL (0166) 61-2283 FAX (0166) 62-1903
E-mail: meisan@asahikawa-jibasan.com

<販売商品の決定>

- ☐原則1社2品目までとします。但し、特定品目・特定企業に偏らないよう考慮して決定しますので、予めご了承願います。
- * 目的はテスト販売の為、以前採用された商品以外に限る。**
- ☐生鮮野菜は、不可 (施設上の問題等)、**冷蔵・冷凍商品**につきましては担当者までご相談ください (協議の上決定いたします)。

<販売方法>

- ☐販売方法は、商品のセールスポイント等を表示し、お客様の目を引くようにします。
- ☐販売ブース、陳列方法等はセンターに一任していただきます。

<販売場所>

- ☐道の駅あさひかわ売店
〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12
一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター「道の駅あさひかわ売店」

<事業フロー図>

